

〇〇発〇〇第〇号

令和5年〇月〇日

各  
都道府県知事  
指定都市市長 殿  
中核市市長  
児童相談所設置市市長  
市区町村長

こども家庭庁成育局長

#### 老朽民間児童福祉施設等の整備について

社会福祉法人が設置する児童福祉施設等及び障害児施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和38年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、令和5年〇月〇日こども家庭庁●●●発第●●●号こども家庭庁長官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和5年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。

なお、令和4年度以前に交付された交付金の取扱いについては、従前の例によるものとする。

## 1 老朽民間児童福祉施設等整備の趣旨

老朽民間児童福祉施設等整備は、老朽化が著しく火災等の災害の発生の危険性が大きいものなど入所者の防災対策上、万全を期し難いものについて、入所者の安全性を確保する必要があることから、これを促進するため、交付金の交付に当たって優先的に採択する。また、社会福祉法人がこの整備に係る費用を独立行政法人福祉医療機構から借り入れた場合、この借入金については利子を徴しないこととする。

## 2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設

この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する（１）に定める施設であって、（２）に定める期間内に整備するもの。

### （１）対象となる児童福祉施設等

（対象施設）

別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第 11 条第 1 項に規定する交付金に関する省令（令和 5 年 4 月 1 日内閣府令第●号）第 1 条第 2 項」に規定される児童福祉施設等とする

### （２）適用期間

令和 3 年度から令和 7 年度（5 年計画）

## 3 対象事業

この整備の対象となる事業は、次のとおりである。

### （１）木造による施設の場合

別紙 1 に掲げる算定方法によって得た老朽度が当該各施設の居室について、別表の右欄に掲げる基準定員を満たす居室とするための施設の改築整備事業（1 施設で 2 以上の建物（棟）がある場合には、個々の建物（棟）を単位としてその一部の改築を含む。以下同じ。）にあつては、5, 500 点以下をそれ以外にあつては 4, 500 点以下のものを施設の改築整備事業とする。

### （２）ブロック造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、トラスが鉄製のものについては 30 年、その他のものについては、25 年を経過したもの、又は、別紙 2 に定めるところにより算定して得た現存率が 70% 以下のものとする。

(3) 鉄筋コンクリート造りによる施設の場合

施設が建設された年度から起算した当該施設の経過期間が申請年度において、50年を経過したもの、又は、別紙2に定めるところにより算定して得た現存率が70%以下のものとする。

4 交付基準

(1) 本体工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし、当該施設の用に供することのできる部分であって、3による対象事業とならない部分については、原則としてこれを控除する等の調整を行う。

(2) その他の工事費

交付要綱の別表2及び別表6に定めるところによるものとする。

ただし(1)のただし書の規定により調整が行われる場合は、その他の工事費についてもこれに見合う調整を行うことがある。

なお、この対象とならない工事費等について一般整備の改築対象として認める場合もあるので別途協議すること。

5 独立行政法人福祉医療機構

老朽民間児童福祉施設等整備に要する資金の法人自己負担額の全部又は一部については、独立行政法人福祉医療機構において同機構の定める貸付基準に基づき融資する。

6 その他の取扱い

(1) 改築後転用を予定している施設又は利用率の低い施設については対象としないものであること。

(2) 対象とする施設は、社会福祉法人の設置に係るものであって、施設の経営実績、将来性及び当該法人の財源措置等が確実なものであること。

(3) 整備後の構造については、この整備の趣旨から耐火構造又は準耐火構造とする。

ただし、木造についても個別に認める場合もあるので、整備後の構造を木造で計画しているものについては個別に協議されたい。

別表

次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する省令  
 (令和5年4月1日内閣府令第●号)第1条第2項に規定される児童福祉施設  
 等

施設種別		基準定員	
		定員	基準定員の内容
児童福祉法	乳児院	—	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 (昭和23年12月29日厚生省令第63号)
	母子生活支援施設	1世帯以下	
	保育所	—	
	児童養護施設	4人以下	
	児童心理治療施設	4人以下	
	児童自立支援施設	4人以下	
	<u>福祉型障害児入所施設</u>	<u>4人以下</u> (乳幼児のみの場合6人以下)	
<u>医療型障害児入所施設</u>	—		

# 木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名

(法人名) 施設名		建物の名称											
老朽度						調査員 職 名		氏 名					
A点×B点×C点 (係数) =						点							
A 構造 耐 力	区 分	a	点	b	点	c	点	d	点	点			
	①基 礎	布コンクリート造	15	布石積造、布レンガ造	10	壺石造、壺レンガ造、 壺コンクリート造	5	掘立柱木杭基礎	0				
	②土 台	15.2 cm角以上	15	12.1 cm角以上 15.2 cm角未満	10	12.1 cm角未満	5	土台なし	0				
	③ 二階以上の階を有する 場合の一階の柱 柱 平屋の場合の柱	15.2 cm (又は13.6 cm) 角以上 (角以上2本)	20	13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)	15	12.1 cm角以上	10	12.1 cm角未満	0				
		13.6 cm (又は12.1 cm) 角以上 (角以上2本)		12.1 cm (又は10.6 cm) 角以上 (角以上2本)		10.6 cm角未満		10.6 cm角未満					
	④根 継	ア 大部分 (半数以上) 柱を根継ぎしたことがある。 イ 小部分 (半数以上) の柱を根継ぎしたことがある。 ウ 根継ぎした柱はない。					本のうち 本 (乗率0.8)	本のうち 本 (乗率0.9)	本のうち 本 (乗率1.0)				
	※評点		上記①～③の計 ( ) 点 ×		④ ( 0.8 / 0.9 / 1.0 )		+50点 = ( ) 点						
B 保 存 度	区 分	a	点	b	点	c	点	d	点	点			
	①経 過 年 数	5 年 未 満	5	5年以上18年未満	3	18年以上30年未満	2	30年以上	0				
	②基礎の不同沈下	な い	6	ほとんどない	4	かなりある (見てわかる程度)	1	ひどい	0				
	腐 朽	③外壁の土台	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
		④外壁の柱	ほとんど腐っていない	7	少し腐っている	4	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
		⑤梁 (はり)	ほとんど腐っていない	5	少し腐っている	3	腐れがひどい	1	ほとんど腐っている	0			
	傾 斜 度	⑥ 柱	ア 梁 行 (はりゆき)	1 cm未満	20	1 cm以上2 cm未満	15	2 cm以上3 cm未満	10	3 cm以上	0		
			イ 桁 行 (けたゆき)	180 cm	20	180 cm	15	180 cm	10	180 cm	0		
		⑦ 横 架 材	ウ 梁 行 (はりゆき)	1 cm未満	15	1 cm以上2 cm未満	10	2 cm以上3 cm未満	5	3 cm以上	0		
			エ 桁 行 (けたゆき)	180 cm	15	180 cm	10	180 cm	5	180 cm	0		
※評点		上記の計 ( ) 点											
C 外 力 条 件	a 海岸からの距離			b 積 雪			c 地 盤						
	① 海岸から8kmをこえる			① 毎年少ない (0~20 cm未満)			① 普 通						
	② 海岸から4kmをこえる8km以内			② 毎年かなりつもる (20~100 cm未満)			② やや軟弱						
	③ 海岸から4km以内			③ 毎年ひどくつもる (100 cm以上)			③ 軟 弱						
※評点 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) より													
(附表)													
		係 数	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件		①①①	②①①	①①②	②①②	①①③	②①③	①②③	②②③	①③③	②③③	③③③	
分類番号				①②①	②②①	①②②	②②②	①③②	②③②	③②③			
				③①①		①③①	②③①	③①③		③③②			
						③①②		③②②					
						③②①		③③①					

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。  
 2 A及びB欄の記入は、各区分ごとに該当点数を○で囲み、それぞれの評点を所定欄に記入すること。  
 3 C欄は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合せにより附表から係数を求めて記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。  
 4 傾斜度の測定法は、次によることとする。  
 (1) 柱の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい柱の床上180cmの長さについて垂直線を基準にして測定すること。  
 (2) 横架材の傾斜度は、もっとも傾斜のひどい梁と桁のそれぞれ180cmの長さについて水平線を基準にして測定すること。  
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。

非木造社会福祉施設老朽度調査表

都道府県・市区町村名 \_\_\_\_\_

(法人名) /施設名				建物の名称							
現存率 ①×100		%		評点		老朽度		調査員			
区分	構成	P	種類	N	各部現存率		再建設指数 P×N	再建設指数調整値 R = P×N/0.4	現存指数 K×R	現存率 Σ(K×R) / Σ(R)	
					内	容					K
								氏名			
								職名			
構造		140	鉄骨・鉄筋コンクリート	1.5							
			鉄筋コンクリート	1.0							
			ブロック造	0.7							
			鉄骨造	0.9							
			れんが造、石造	1.2							
主要部の 仕 上	屋根	10	・アスファルト防水、コンクリート押えモルタル塗	1.7							
			・アスファルト露出防水	1.0							
			・モルタル防水	0.5							
			・石綿スレート、かわら、銅板	0.4							
	外 壁	25	・タイル(小口)	1.4							
			・モザイクタイル	1.0							
			・コンクリート打放し	1.0							
	内 壁	20	・モルタル	1.0							
			・プラスター	0.8							
			・木製	0.7							
天 井	20	・吸音テックス	1.1								
		・ボード	1.0								
		・プラスター	0.8								
床	20	・木製	0.7								
		・リノリウム	1.3								
		・プラスチックタイル	1.1								
		・アスファルトタイル(暗)	1.0								
外部建具	35	・モルタル	0.8								
		・木製	0.7								
		・アルミサッシ(オーダー)	1.2								
内部建具	10	・アルミサッシ(既成)	1.0								
		・スチールサッシ	0.9								
		・木製	0.7								
小 計				1.0							
設 備	電灯設備等	20	・蛍光灯(300LX程度以上)	1.0							
			・蛍光灯(300LX程度以下)	0.8							
			・白熱灯	0.4							
	電線類その他	15	・ビニール被覆線	1.0							
			・ゴム被覆線	0.9							
給排水その他	20	・水洗便所	1.0								
		・くみ取便所	0.4								
暖 房	40	・空気調和	1.9								
		・温風(ボイラー方式)	1.3								
		・温風(熱風炉式)	1.0								
		・その他	1.0								
小 計											
外 力 条 件		25	別表による係数								
合 計										①	

各部現存率 (K)

各部現存率Kの値	(構造) 内容		
	1 損耗なし、又は、損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 中小亀裂、鋼材発錆 (鉄骨造)、外力による小変形がみられるが耐力上影響が殆んどないもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修、補強又は取替えを必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
	4 不同枕下による大亀裂、建物の傾斜、鉄筋被覆材の広範囲の脱落、発錆による主鋼材の断面欠損、その他により構造上大補強を必要とするもの	0.5,	0.4, 0.3
	5 構造上損耗著しく建替えを必要とするもの	0.3,	0.2, 0.1
	(仕上、設備) 内容		
	1 損耗なし、又は損耗の程度僅小	1.0,	0.9
	2 汚染及び損耗はある程度みられるが、機能上問題のないもの、又は極く小規模の補修を必要とするもの	0.9,	0.8, 0.7
	3 損耗が進み、部分的補修を必要とするもの	0.7,	0.6, 0.5
4 相当部分で損耗が進み、機能低下が顕著であるが、部分補修が可能なもの	0.5,	0.4, 0.3	
5 損耗の程度著しく全面建替えを要するもの	0.3,	0.2, 0.1	

外力条件 (N)

a 海岸からの距離	b 積 雪	c 地 盤									
①海岸からの距離が8 kmをこえる ②海岸から4 kmをこえる8 km以内 ③海岸から4 km以内	①毎年少ない (0~20 cm未満) ②毎年かなりつもる (20~100 cm未満) ③毎年ひどくつもる (100 cm以上)	①普通 ②やや軟弱 ③軟弱									
※率 (外力条件分類番号 a b c) 下記 (附表) により											
(附表)											
率	1.00	0.98	0.96	0.94	0.92	0.90	0.88	0.86	0.84	0.82	0.80
外力条件 分類番号	①①①	②①①	①①② ①②① ③①①	②①② ②②①	①①③ ①②② ①③① ③①② ③②①	②①③ ②②② ②③①	①②③ ①③② ③①③ ③②② ③③①	②②③ ②③②	①③③ ③②③	②③③	③③③

現存率に基づく評点、老朽度

現存率	評点	老朽度	定義
50%以下	100点以上	特A	特に緊急を要する
60 "	90 "	A	緊急を要する
70 "	80 "	B	至急実施すべきである
—	70 "	C	できるだけ早く実施した方がよい
—	60 "	D	必要は認めるが急がなくてよい
—	50 "	E	必要ない

- (注) 1 この調査表は、老朽施設と認められる建物ごと (棟別) に作成すること。  
 2 各区分ごとの種類欄 (N) は、該当するか所を○で囲むこと。  
 3 各部現存率欄 (K) は、上の表より該当する内容項目を選定し、老朽度に応じた係数を選択すること (老朽度が大きいものほど係数は小さい。)。また、老朽の具体的な状況を記入すること。  
 4 外力条件は、a、b、cの各分類ごとに該当する事項の分類番号を組み合わせにより附表から係数を種類欄 (N) 及び各部現存率欄 (K) 記入すること。  
 なお、外力条件の地盤のうち「軟弱」とは、腐植土、泥土、沼土及び沼土等を埋めてから30年に満たないところであり、「やや軟弱」とは、軟弱地盤であるが、埋立ててから30年経過したもの又は地質的な原因で普通地盤より軟弱なものである。  
 5 本調査表の作成にあつては、1級建築士の資格を有し、責任ある者によるものとする。